

②歩道のない場合

※路面表示については、p28～p30 を参照のこと



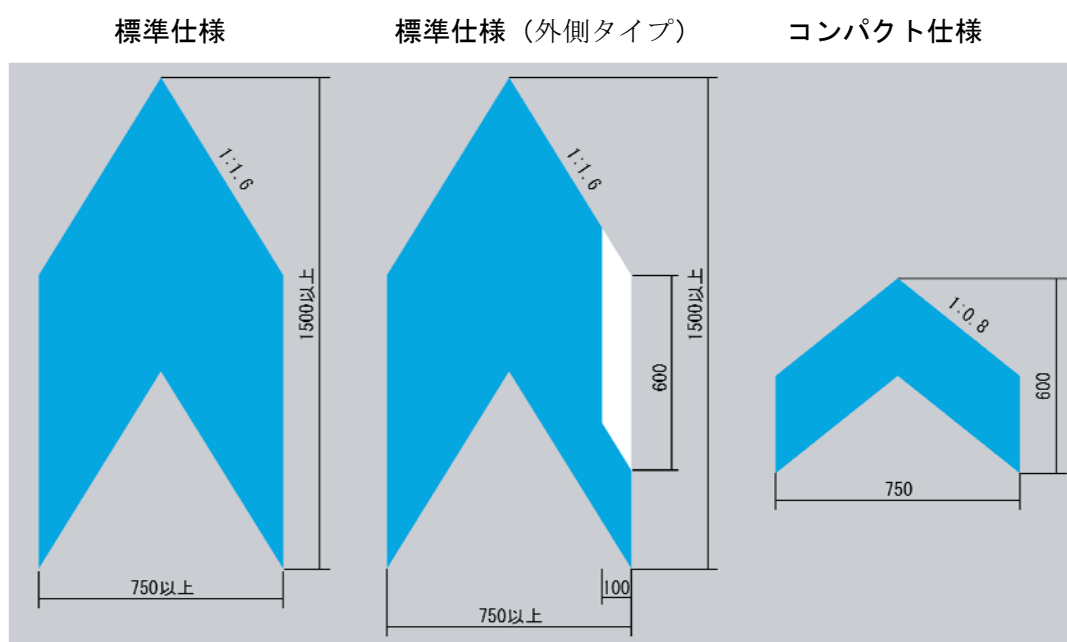
現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。

[路面表示]

- 車道内共存、車道混在には“矢羽根”及び“自転車のピクトグラム”の路面表示を行うものとする。

[矢羽根の形状寸法について]

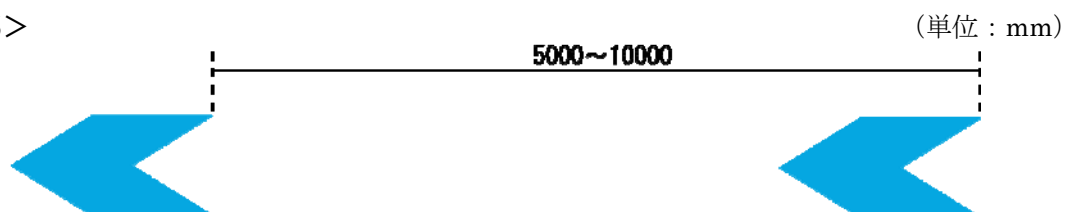
- 矢羽根の形状寸法については下記を基本とし、色は青系色とするものとする。
- 標準仕様（外側タイプ）、コンパクト仕様を設置する場合は、道路管理者及び交通管理者と十分な協議の上、決定するものとする。



[矢羽根の設置間隔について]

- 矢羽根の設置間隔は、基本的に矢羽根の寸法に関係なく以下に示すものとするが、間隔を調整しなければならない場合等、やむを得ない場合については、この限りではない。
- 交差点部に設置する矢羽根は、単路部に比べ密に設置するものとする。
- 矢羽根の設置間隔は、道路管理者及び交通管理者と十分な協議の上決定するものとする。

<単路部>



<交差点部>



[自転車のピクトグラムについて]

- 自転車のピクトグラム及び併記する矢印は、矢羽型路面表示と同様に幅 0.75m 以上とし、外側線に重ならないように設置することが望ましい。
- 自転車のピクトグラムは、自転車の進行方向に対して左向きとし、進行方向を示す矢印との組み合わせを標準とし、これらの色彩は白系色を基本とするものとする。
- 自転車のピクトグラムは、法定外表示のため自転車利用者とドライバーの双方に誤解を与えないよう、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められた道路標示「普通自転車歩道通行可（114 の 2）」（図-3.1.4.1 参照）と類似したデザインとしないものとする。

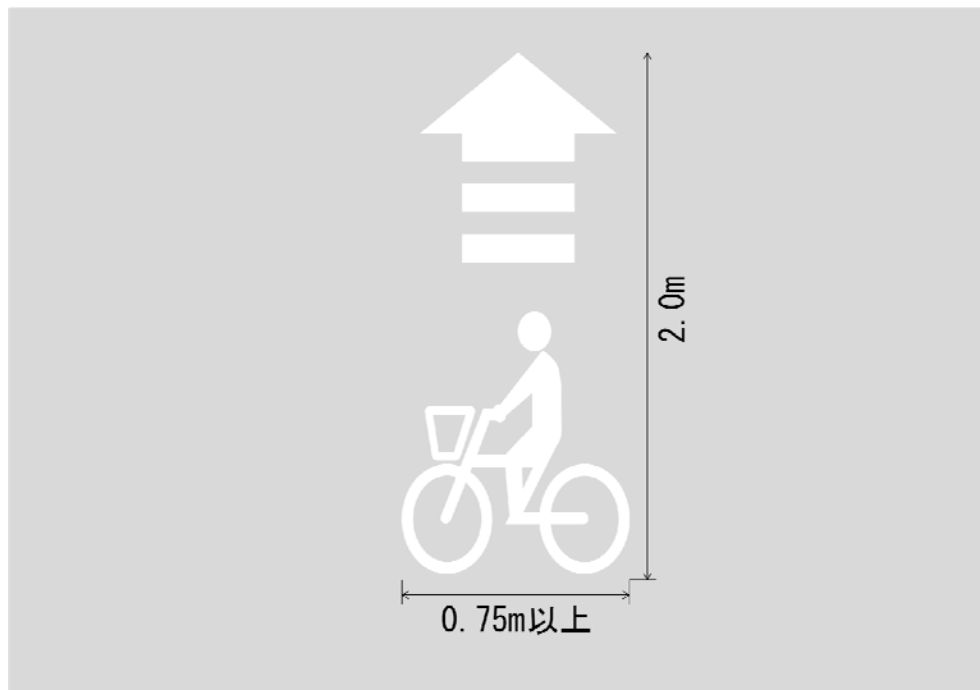
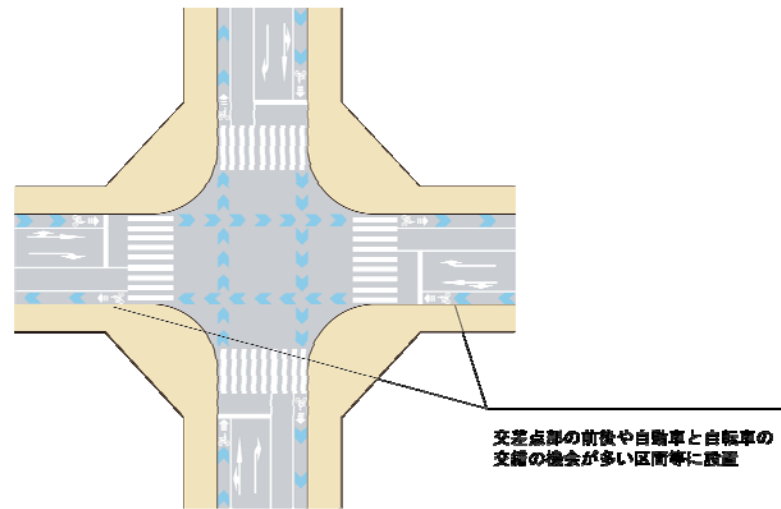


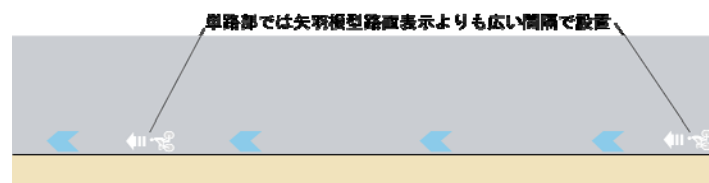
図-2.3.4.1.1 自転車のピクトグラムの例 ※ガイドラインより抜粋

- 交差点部の前後や自動車と自転車の交錯する機会が多い区間等に設置することを基本とし、車道内共存及び車道混在において矢羽根型路面表示と併用する場合は、単路部では矢羽根型路面表示よりも広い間隔で設置できるものとする。（図-2.3.4.1.2 参照）
- 幹線道路の自転車通行空間と細街路の交差点等での安全対策として、細街路側のドライバーに対する注意喚起を目的とした自転車のピクトグラムを設置する場合はその意図が正確に伝わるように、設置位置や設置の向き等を工夫する等慎重に検討するものとする。（図-2.3.4.1.2 参照）

- ・一般的な交差点



- ・単路部



- ・細街路

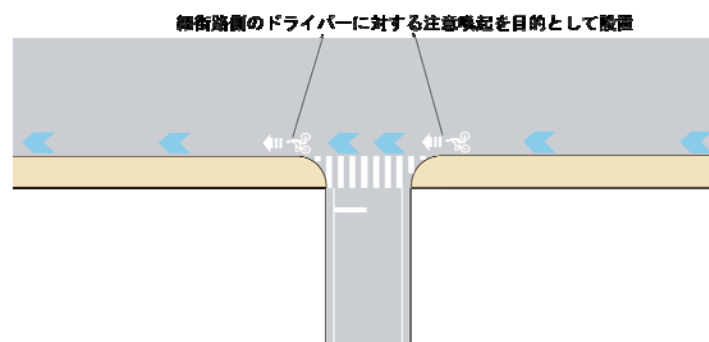


図-2.3.4.1.2 自転車のピクトグラムの設置例 ※ガイドラインより抜粋

2.3.5 その他の整備手法（参考）

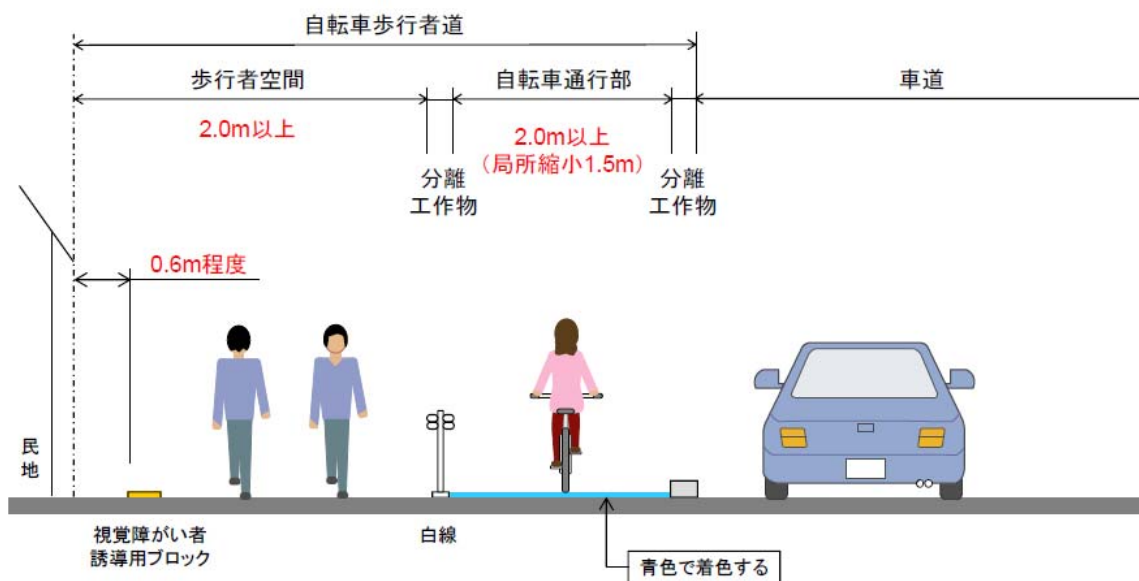
＜自転車通行部＞【※今後整備を行う路線については、本整備手法を採用しないこと。】

- 自転車通行部は、通行指定部分の交通規制がかけられている、自転車が通行すべき部分であるため、交通規制および整備内容については、交通管理者と協議の上、決定するものとする。
- 歩行者空間と視覚的に分離するため、自転車通行部は、舗装の色または材質を変えるものとする。
- 道路状況により物理的分離が可能である場合は、関係機関との協議により、植栽帯や縁石、柵等の分離工作物で物理的に分離するものとする。
- 視覚障がい者を安全に誘導するため、歩行者空間に誘導用ブロックを必ず設置するものとする。

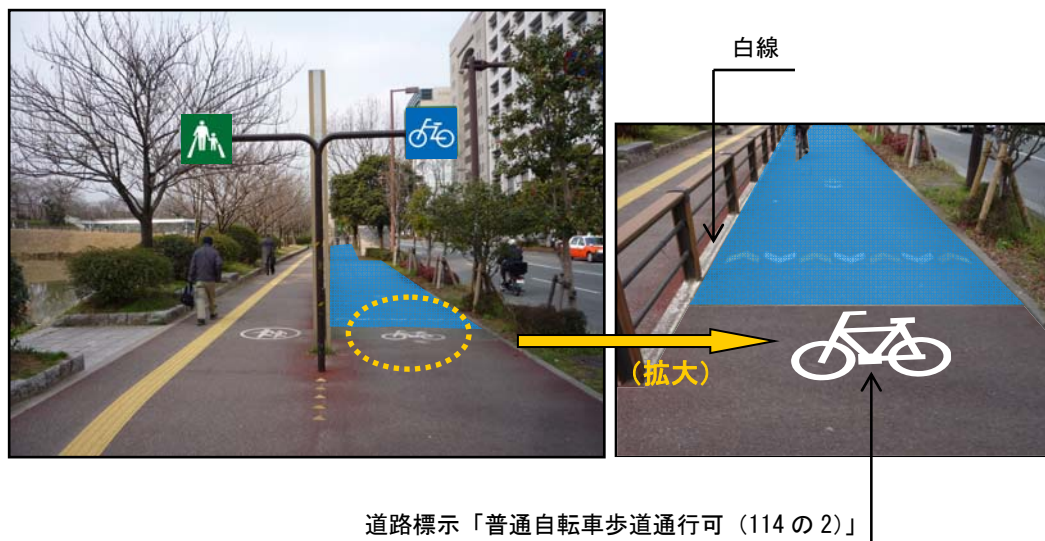
[解説]

- 歩行者空間の有効幅員は、2.0m以上（「福岡市道路の構造に関する条例」第 13 条第 3 項の“歩道”の最低幅員に準拠）とするものとする。
- 自転車通行部の有効幅員は、2.0m 以上（「福岡市道路の構造に関する条例」第 11 条第 3 項の自転車道の有効幅員を準用）とするものとする。また、路上施設等により局所的に幅員が確保できない区間については、自転車通行部の幅員を 1.5m まで縮小することが可能であるが、交通管理者と協議の上、決定するものとする。なお、自転車通行部の周辺に路上施設等が設置されている場合は、自転車利用者に対する安全対策を行うものとする。
- 自転車通行部の舗装の着色に関しては、自転車が通行する位置を明確にするため、青系色を基本とし、民地側からの自動車等出入口においても連続させるものとする。
- 車道側歩道端から 50cm 程度の範囲には、照明灯の路上施設、電柱・標識などの占用物が設置されていることが多いため、この範囲については着色を行わないことを基本とするものとする。ただし、車道側歩道端に植栽帯がある場合は、この限りではない。
- 歩行者空間と自転車通行部を植栽帯で分離する場合は、視距の確保に配慮するものとする。

<自転車通行部の標準断面例>



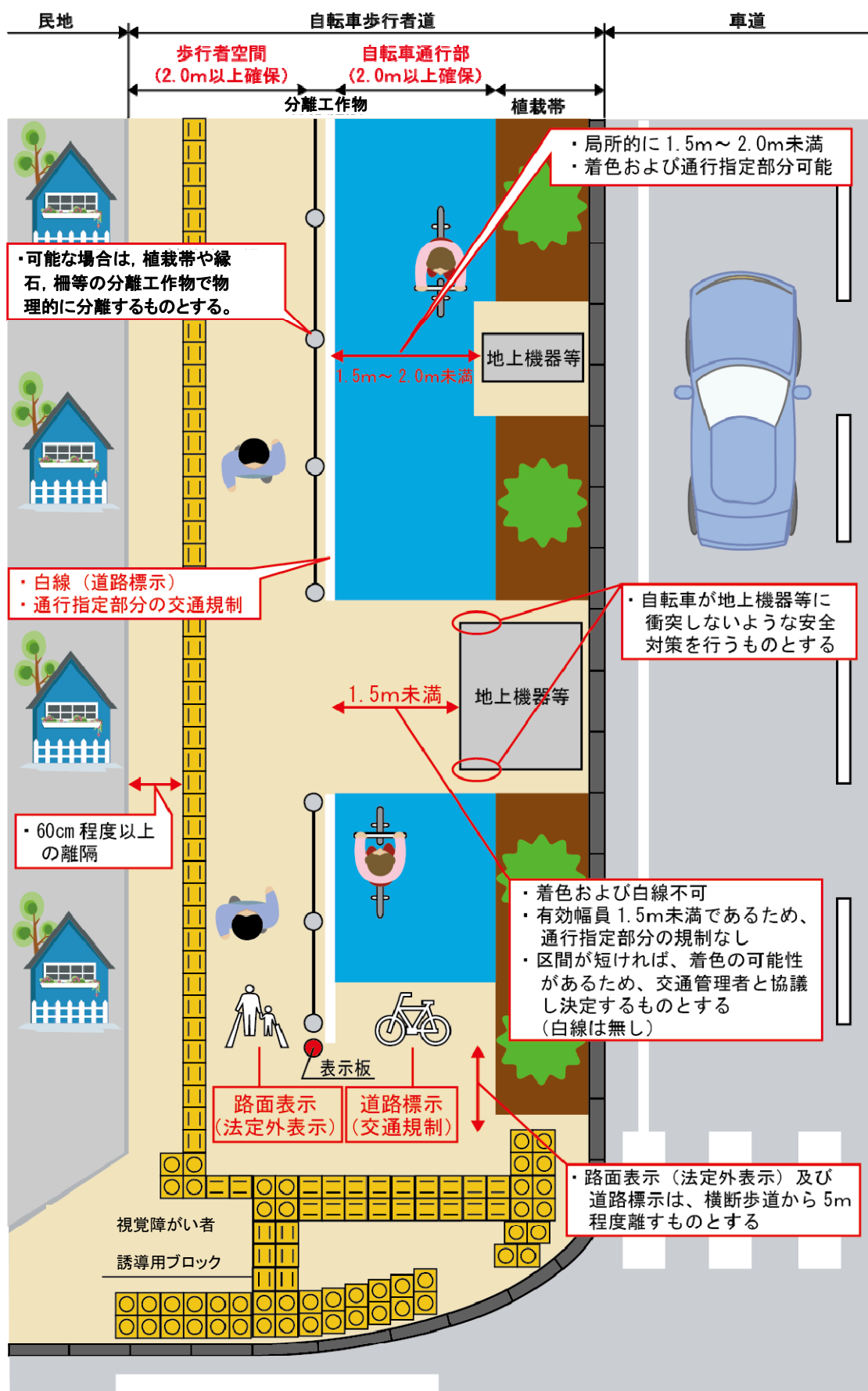
【整備イメージ写真】



※従来は舗装を緑系で着色していたが、青系色を基本とするものとする。ただし、沿道の状況等により景観上の配慮が必要な場合は、別途関係機関と協議し決定することができる。

※公安委員会による「普通自転車通行指定部分」の交通規制は、自転車マークと白線の組み合わせによるものであり、ここでの自転車マークとは、道路標示「普通自転車歩道通行可（114の2）」（p42 参照）であるため、法定外表示ではないことに注意するものとする。

<整備イメージ図>



＜自転車誘導部＞【※今後整備を行う路線については、本整備手法を採用しないこと。】

- 自転車誘導部は、歩行者空間と視覚的に分離するため、舗装の色または材質を変えることを基本とする。ただし、地元や関係機関等との協議において、舗装の色を変えることができない場合は、啓発サイン※等により誘導するものとする。

(注)公安委員会による道路標示（法定表示である自転車マークと白線）は使用しない。

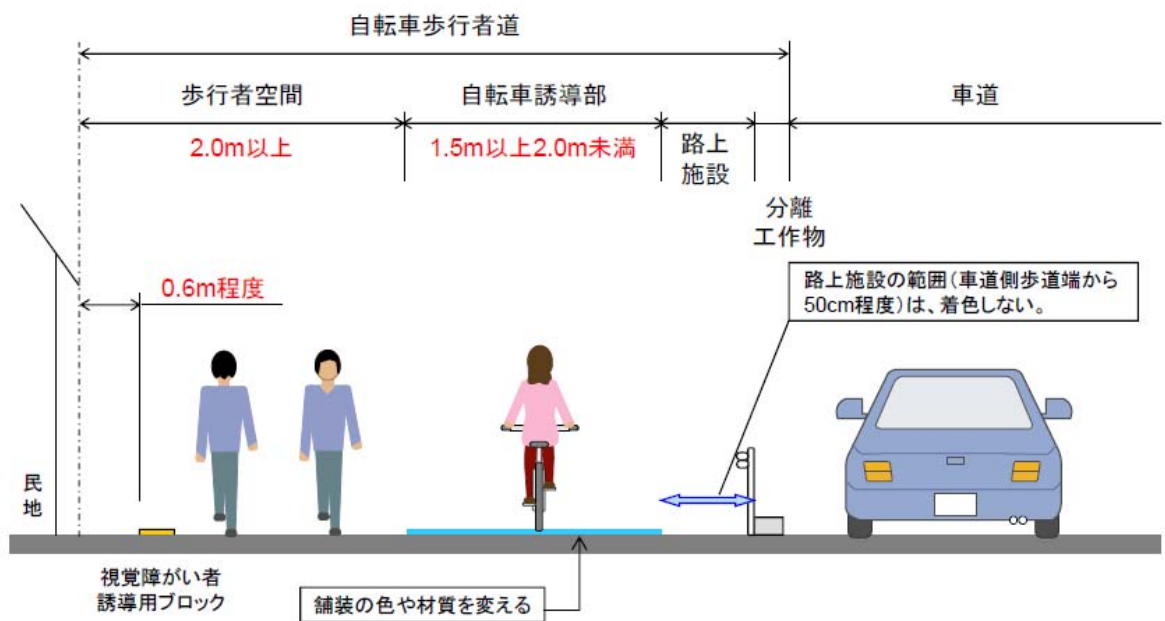
- 視覚障がい者を安全に誘導するため、歩行者空間に誘導用ブロックを必ず設置するものとする。

※啓発サインについては、[8.1 啓発サイン](#)を参照

〔解説〕

- 歩行者空間の有効幅員は、2.0m以上（「福岡市道路の構造に関する条例」第 13 条第 3 項の“歩道”の最低幅員に準拠）とするものとする。
- 自転車誘導部の有効幅員は、1.5m以上 2.0m 未満とする。
- 自転車誘導部の舗装の着色は、自転車を車道寄りへ誘導するため、青系色を基本とし、連続的なものにしない（縞状の着色）ようにするものとする。なお、縞状着色の具体的な寸法については、p35 を参照のこと。
- 車道側歩道端から 50cm 程度の範囲には、照明灯等の路上施設、電柱・標識などの占用物が設置されていることが多いため、この範囲については着色を行わないものとする。ただし、車道側歩道端に植栽帯がある場合は、この限りではない。
- 具体的な着色方法については、交通管理者と協議の上、決定するものとする。また、景観上の配慮が必要な場合は、関係機関と協議の上、着色を行わず啓発サイン等で誘導を図るものとする。
- 歩行者空間と自転車誘導部を植栽帯で分離する場合は、視距の確保に配慮するものとする。

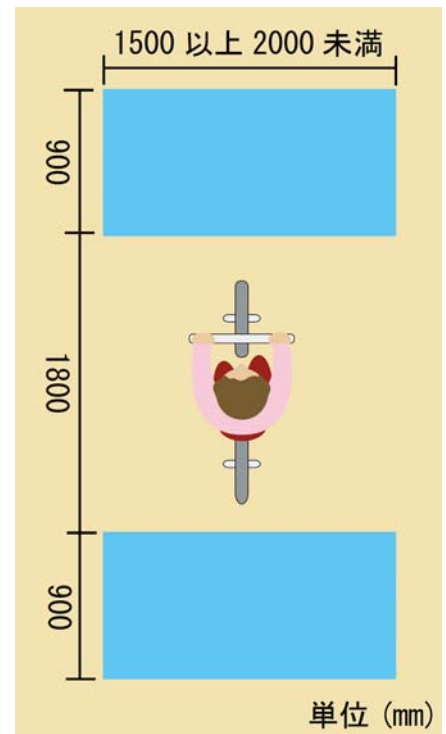
＜自転車誘導部の標準断面例＞



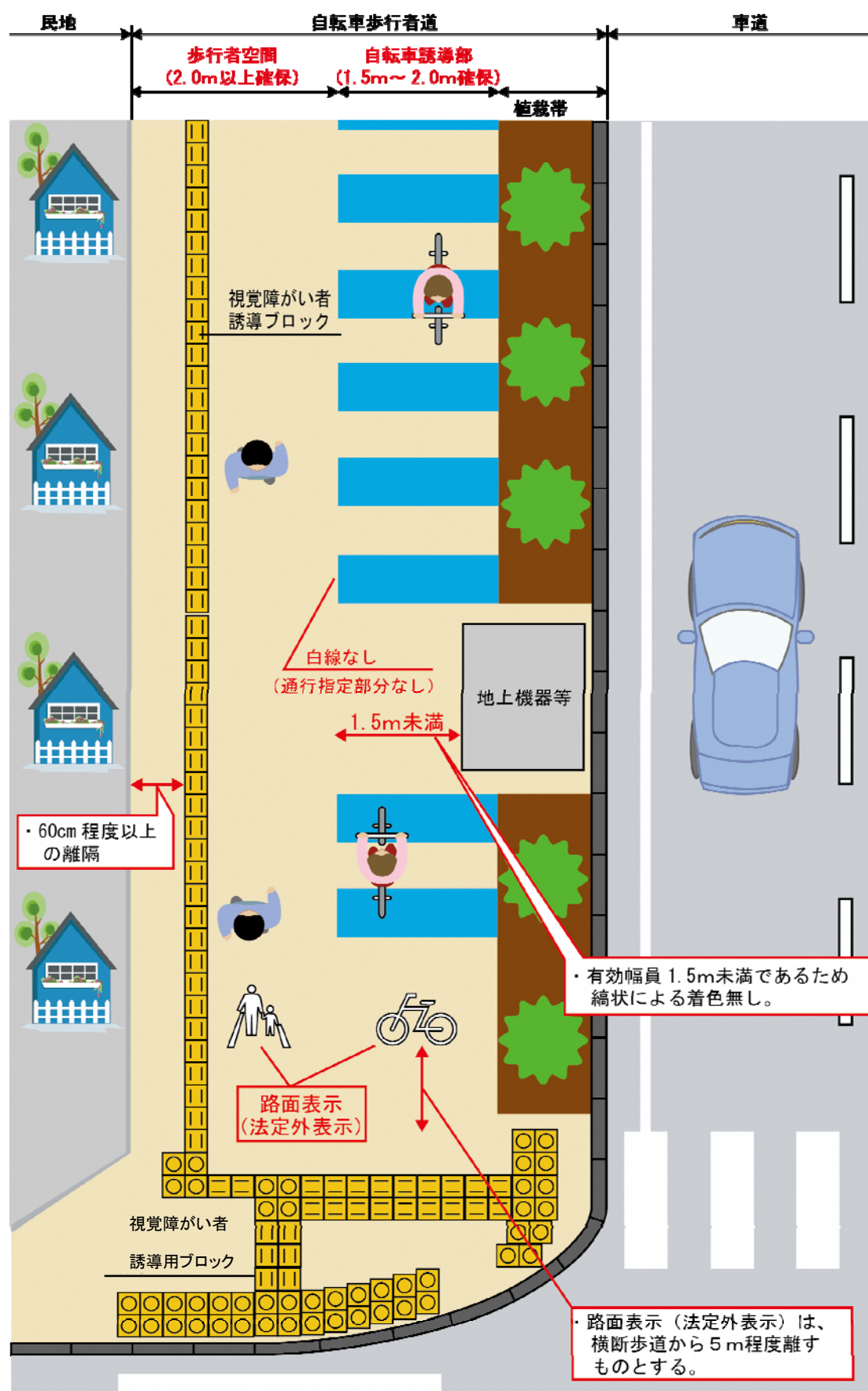
【整備イメージ写真】



【着色寸法】



<整備イメージ図>



<歩道内安全対策>

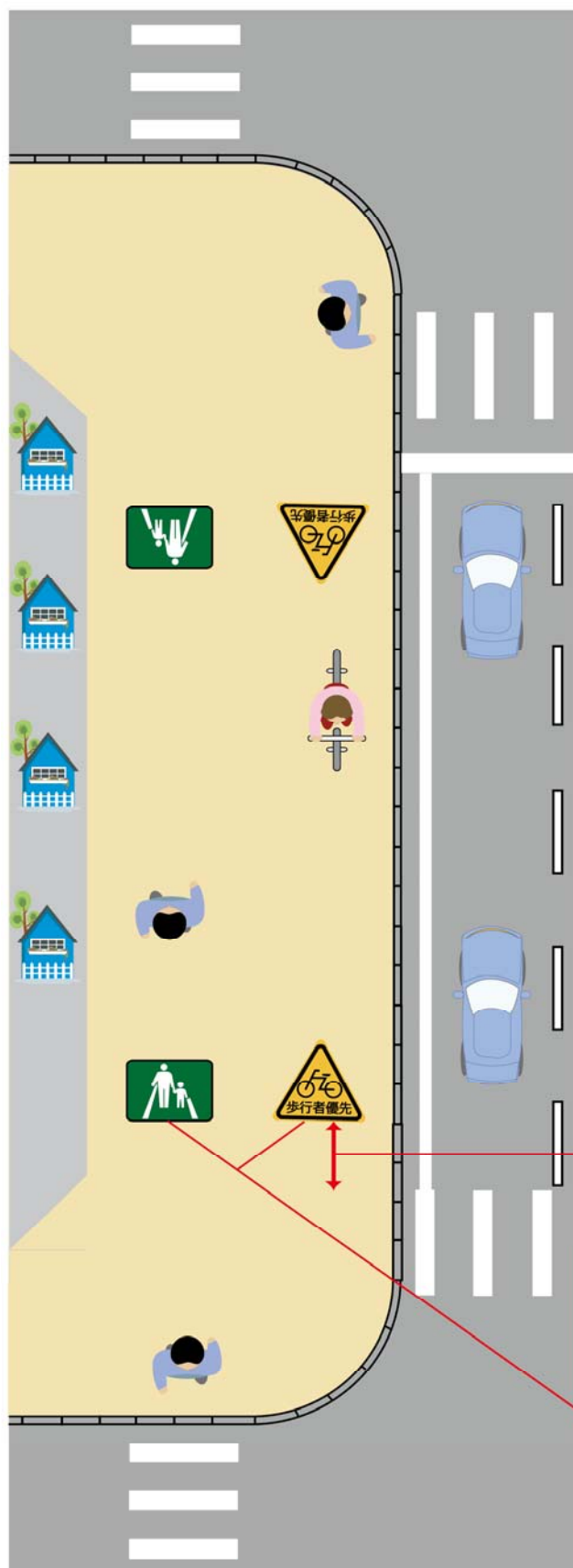
- 車道寄りへの誘導を図るため、必要に応じて看板や路面表示等の対策を行うものとする。
- 自転車歩行者道ではない場合は、基本的に自転車の通行は認められていない※ため、安全対策を実施する場合は注意が必要となる。

※「運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障がいがある場合」や「安全のためやむを得ない場合」については、歩道を通行することができる。

[解説]

- 自転車通行空間の整備に必要な有効幅員を確保できない自転車歩行者道において、事故の危険性が高いと判断される場合や地元要望がある場合は、看板や路面表示等を設置し、自転車を車道寄りへ誘導するものとする。ただし、自転車通行可の交通規制がない“歩道”では、基本的に自転車の通行が認められていないため、車道混在（p23 参照）の検討を行うものとする。
- 整備イメージについては、p38 参照のこと。
- 路面表示を設置する場合は、8.1.2 路面表示（p99）を参照するものとする。ただし、自転車通行空間の整備に必要な有効幅員が確保できない自転車歩行者道であることから、舗装の着色（青系色）ができないため、路面表示の配色については、原則、白色ではなくカラーで整備し、利用者の目に留まりやすくするものとする。

<整備イメージ図>



自転車歩行者道である場合のみの対策
であることに十分注意すること。

【使用する啓発サイン】



自転車マーク



歩行者マーク

※歩道の始点部に設置する啓発サインは、本手引きに
示したデザインのみを使用するものとする。
※詳細については、「8.1 啓発サイン」を参照のこと

路面表示は、横断歩道から
5m程度離すこと。

- ・ 自転車は、車道寄りを通行しなければならない
ため、車道側に自転車マークを設置するものと
する。
- ・ 啓発サインは、歩道の始点部の路面に表示する
ことを基本とする。

＜地域内道路対策＞

- 自転車の左側通行の啓発が必要とされる生活道路では、啓発文字と路面表示を組み合わせたものを設置するものとする。

〔解説〕

- ・生活道路やゾーン30地域など、自転車の左側通行の啓発が必要とされる路線において設置するものである。
- ・矢羽根の寸法や自転車マークについては、本手引きで定めるものを準用するものとする。
- ・啓発文字と路面表示の組み合わせは、下記に示すものとし、車道外側線の左寄りに設置するものとする。また、設置箇所は、基本的に交差点部とし、設置間隔が長いと判断される場合は、適宜追加するものとする。
- ・設置を検討する場合は、必ず、交通管理者と協議の上、決定するものとする。

【事例：市道西新1号線（早良区）】

